

令和 5 年 度

山梨県内部統制評価報告書審査意見書

山 梨 県 監 査 委 員



梨監第604号

令和6年9月10日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

山梨県監査委員 小林 厚

山梨県監査委員 中込 正純

山梨県監査委員 渡辺 淳也

山梨県監査委員 宮本 秀憲

令和5年度山梨県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和5年度山梨県内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度山梨県内部統制評価報告書審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度 山梨県内部統制評価報告書

第2 審査の期間

令和6年8月13日から令和6年9月9日まで

第3 審査の方法

山梨県監査基準に準拠し、知事から提出された内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から、評価手続の適否及び評価結果の適否を審査事項として、内部統制評価部局から内部統制評価に関する状況を聴取するとともに、その他の監査等で得られた知見を踏まえて審査を行った。

第4 審査の結果及び意見

令和5年度山梨県内部統制評価報告書について、評価手続及び評価結果に係る記載は概ね適切であると認められる。

なお、重大な不備の是正措置では、「事業担当課において、事業完了の定義及び支払完了期日を県の要綱上に明記することとしました」と報告されているが、要綱が改正されたことを明確に示すものとなっておらず、当該事案が発生した部局についてのみ是正状況の確認が行われていた。今後は、同様の事案の再発防止に向け、全庁的に是正状況の把握に努められたい。

また、定例監査の指導事項について、リスク評価シートにリスクとして記載されていないものが見受けられた。このため、全職員が主体的かつ継続的に見直しを行いながらリスクの適切な識別に努めるとともに、内部統制制度の効果的な運用に向けて組織的に取り組まれたい。

第5 備考

内部統制評価報告書に記載されている運用上の重大な不備の内容については、適切に報告されているものと認められる。